

国際関連情報 Report from IFRS-IC

2017年5月及び6月のIFRS解釈 指針委員会会議における議論の状況

ASBJ 専門研究員 やまね ゆういち
山根 雄一

1 はじめに

本稿では、2017年5月3日及び2017年6月13日に開催されたIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議（5月はビデオ会議）における議論を紹介する。文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

2 2017年5月のIFRS-IC会議の概要

2017年5月に開催されたIFRS-IC会議では、次の事項が議論された。

- (1) アジェンダ決定案に関する検討
 - ① IFRS第9号「金融商品」：公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融資産
- (2) その他の事項
 - ② IFRS-ICの仕掛案件のアップデート

3 2017年6月のIFRS-IC会議の概要

2017年6月に開催されたIFRS-IC会議では、次の事項が議論された。

- (1) 継続的検討事項
 - ① IFRS第9号「金融商品」：認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換
 - ② IAS第23号「借入コスト」：完成した適格資産に関する借入コスト
- (2) アジェンダ決定案に関する検討
 - ① IFRS第3号「企業結合」：事業を構成しない資産グループの取得
 - ② IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」：共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得
 - ③ IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」：契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト
 - ④ IAS第38号「無形資産」：販売促進活動のために取得した物品
- (3) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
 - ① IAS第19号「従業員給付」：他国の通貨を採用した国における割引率
 - ② IAS第32号「金融商品：表示」：中央清算の取次ぎを受けたデリバティブ
 - ③ IAS第33号「1株当たり利益」：参加型の資本性金融商品に係る支払から生じた税金
 - ④ IAS第41号「農業」：果実生成型植物の上で生育する生物資産
- (4) その他の事項

- ① IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」：アジェンダ決定により生じた会計方針の変更
- ② IFRS-IC の仕掛案件のアップデート

以下では、上記のうち、我が国の関係者の間で、比較的、関心が高いと考えられる 5 月の(1)①並びに 6 月の(2)①、②及び③に関して、論点の概要及びアジェンダ決定案の概要等について紹介する。

4 IFRS 第 9 号「金融商品」：公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融資産

(1) 論点の概要

IAS 第 32 号第 11 項は、資本性金融商品を「企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。」と定義したうえで、金融負債の定義を満たす金融商品が IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項（プッタブル金融商品）又は第 16C 項及び第 16D 項（清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品又は金融商品の構成部分）の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、例外として資本性金融商品に分類されると規定している。

一方、IFRS 第 9 号第 4.1.4 項は、企業は資本性金融商品に対する特定の投資について、その公正価値の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択を行うことを認めている。

IFRS-IC は、IFRS 第 9 号の適用にあたり、金融商品の発行者が IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項に基づいて金融商品を資本性金融商品に分類した場合、当該金融商品が公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融商品となる（すなわち、IFRS 第 9 号 4.1.4 項が適用できる）かどうかを照会する要望書を受け取った。

要望書の提出者は、この論点について次の 2

つの見解がみられるとしている。

- ① 見解 1：公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融商品ではない。

IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項に該当する金融商品は、あくまでも金融負債であり、発行者は例外的に資本性金融商品に区分しているにすぎない。また、公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択は、IAS 第 32 号において資本性金融商品として定義されたもののみを対象としているため、金融負債の定義を満たす IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項に該当する金融商品は、IFRS 第 9 号第 4.1.4 項が定める適格な金融商品ではないと考えられる。さらに、IFRS 第 9 号 BC5.21 項において、国際会計基準審議会（IASB）は特定の状況においてプッタブル金融商品（又は清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品）が資本に分類されるとしながら、そうした金融商品は資本性金融商品の定義には該当しないことに留意したとしている。

- ② 見解 2：公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融商品かどうかは不明確である。

金融商品の範囲について示されている IFRS 第 9 号第 2.1 項(d)は、金融商品が IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、保有者にとって資本性金融商品に該当することを示していると考えられる。また、同項(a)で定める例外（例えば、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」により会計処理される子会社、関連会社及び共同支配企業に対する持分）に該当しない限り、当該金融商品に本基

準を適用しなければならないことが規定されている。また、IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項に該当する金融商品は、実質的に発行者の純資産の残余持分を表現している。さらに、見解 1 に基づくと、間接投資（投資ファンドを介しての投資）が IAS 第 32 号の資本性金融商品の定義を満たさない場合、実態が同じであっても、直接投資と間接投資において、異なる結果が生じることとなる。

(2) アジェンダ決定案の概要

2017 年 5 月の IFRS-IC 会議で検討した結果、IFRS-IC は、次に示す分析結果を踏まえ、要望書の提出者の質問について、IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項のすべての特徴を有し、かつ、それらの条件を満たす金融商品は、IFRS 第 9 号 4.1.4 項の表示の選択に適格ではないとの結論を下し、次の理由から本論点を基準開発のアジェンダ決定として取り上げないとするアジェンダ決定案を公表した。

- ① 前述の IAS 第 32 号第 11 項の資本性金融商品の定義から判断すると、金融負債の定義を満たす金融商品は資本性金融商品の定義を満たすことはないとしている。したがって、金融負債の定義を満たす金融商品は、資本性金融商品の定義を満たさない。
- ② IAS 第 32 号第 11 項では、金融負債の定義を満たす金融商品であっても、第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項の特徴と条件のすべてを満たしている場合には、資本性金融商品に分類すると規定しているのみである。
- ③ IFRS 第 9 号 BC5.21 項においても、IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項又は第 16C 項及び第 16D 項で示されている金融商品は資本性金融商品の定義に該当しない旨の記載

がある。

- ④ IFRS 第 9 号 BC5.22 項及び BC5.23 項において、IASB が公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択を認めた背景として、財務諸表の利用者が、投資リターンを生み出す以外の目的で保有される持分投資から生じる公正価値の変動と、売買目的で保有される持分投資から生じる公正価値の変動とを区別していることが多いと留意したと記載されている。企業が投資価値の増加以外の理由で保有している資本性金融商品の投資という限られた母集団に目的適格的であるために、IASB は意図的に IFRS 第 9 号第 4.1.4 項の選択表示を設けたことを勘案すると、直接投資と間接投資との間で異なる結果となることはあり得ることである。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

5 IFRS 第 3 号「企業結合」：事業を構成しない資産グループの取得

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、事業を構成しない資産グループ（金融商品及び非金融商品の両方を含む。）の取得を、企業がどのように会計処理するべきか明確化を求める要望書を受け取った。具体的には、要望書の提出者は、IFRS 第 3 号及び IFRS 第 9 号の適用関係が明確になっていないことから、次の条件がともに満たされる場合に、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債への取引価格の配分方法について明確化を求めた。

- ① 識別可能な資産及び負債の個々の公正価値

の合計が、取引価格と異なっている。

- ② 当該グループが、原価と原価以外の金額の両方で当初測定された識別可能な資産及び負債を含んでいる。

IFRS 第3号第2項(b)は、企業が資産グループの取得時に個々の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を識別して当該グループの原価を個々の認識可能な資産及び負債にそれらの取得日現在の公正価値に基づいて配分することを要求している。

IASB スタッフの分析の結果、IFRS-IC 会議では次のアプローチが示された。

- ① アプローチ1：企業はまず IFRS 第3号を適用し、取得日に認識する個々の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債に対し、取得日現在の公正価値の比率に基づいてグループの原価を配分し、個々の取引価格を決定する。次に、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債のそれぞれに適切な基準¹を適用して当初測定される金額と、個々の取引価格との差額を関連する要求事項²を適用して会計処理する。
- ② アプローチ2：原価以外の金額で当初測定された識別可能な資産及び負債について、企業は当該資産又は負債を適用される IFRS 基準で定めている方法で当初測定し、グループの取引価格から原価以外の金額で当初測定された資産及び負債を除外し、残りの取引価格を残りの識別可能な資産及び負債にそれらの取得日現在の公正価値の比率に基づいて配分する。

(2) アジェンダ決定案の概要

2017年6月のIFRS-IC会議で議論を行った結果、IFRS-ICは、次に示す分析結果を踏まえ、IFRS第3号第2項(b)の合理的な読み方として、アプローチ1又はアプローチ2のうち、いずれかのアプローチが適用されるとし、本論点をアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表した。

- ① グループの取引価格と識別可能な資産及び負債の個々の公正価値の合計額との間に差異がある場合には、企業は取引価格を配分する前に、このような差異が本当に存在するのかどうかを評価するため、最初にそれらの個々の公正価値の算定に使用した手続を見直すと考えられる。
- ② 2つのアプローチを適用した結果、企業が報告する金額に重要な影響があると見込まれるという証拠は得られなかった。
- ③ 事業を構成しない資産グループの取得に関するIFRS第3号第2項(b)の要求事項の合理的な読み方は、前述の2つのアプローチのいずれかとなる。

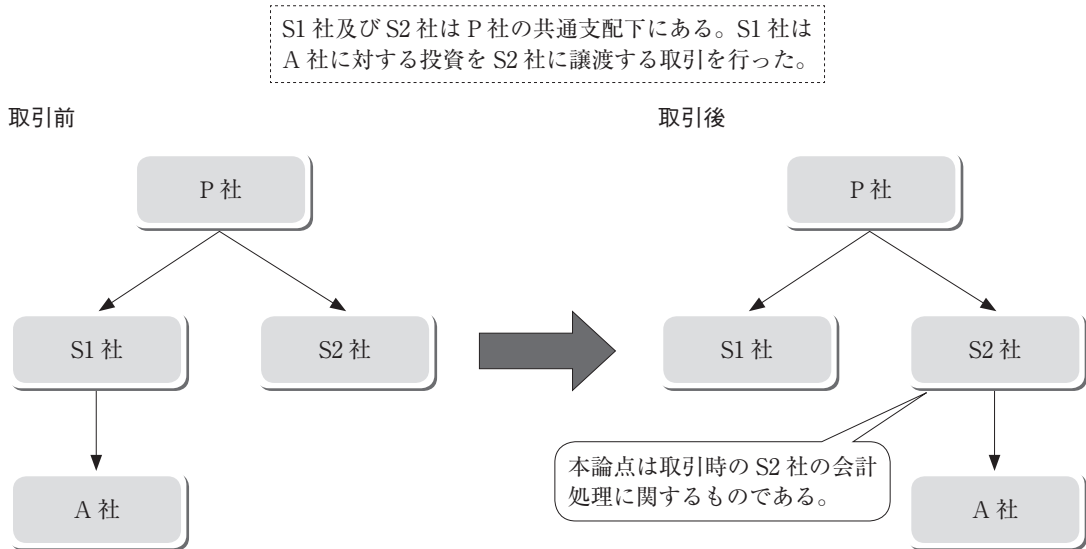
(3) 今後の予定

IFRS-ICは、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

1 他のIFRS基準には、特定の資産及び負債についての当初測定の要求事項が含まれている（例えば、金融商品に対してはIFRS第9号「金融商品」、投資不動産に対してはIAS第40号「投資不動産」及び生物資産に対してはIAS第41号「農業」）。

2 例えば、IFRS第9号B5.1.2A項では、当初認識時の金融商品の公正価値が取引価格と異なる場合、企業は当該金融商品を、当初認識時の観察可能な公正価値と取引価格との差額を利得又は損失として認識するか、公正価値が観察可能でない場合は、取引価格との差額を繰り延べるように調整した額で認識しなければならないとされている。また、IAS第41号第26項は生物資産について、売却コスト控除後の公正価値で当初測定し、取得原価との差額は発生した期の純損益に含めることを求めている。

図表 共通支配下にある2つの企業間の関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得する取引の例



6 IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」：共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得

(1) 論点の概要

2012年10月にIFRS-ICは、共通支配下にある2つの企業において、一方の企業が、他方の企業が有している関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得する取引（以下「当該取引」という。当該取引例を図に示すと、上の図表のとおりである。）の会計処理について、当該関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業がIAS第3号「企業結合」で規定されている、共通支配下の企業結合に係る範囲除外の規定³を適用できるかどうかを照会する要望書を受けとった。

2013年にIFRS-ICは、本論点を共通支配下の企業結合プロジェクト及び持分法プロジェクト

トにおいて検討すべきであるとした。しかし、IASBが当該プロジェクトの範囲で本論点を取り扱う見込みがないこととしたため、IFRS-ICにおいて本論点の取扱いについて再検討することとなった。

IFRS-ICは当該取引の会計処理にはばらつきがあると理解しており、次の2つの見解があるとしている。

① 見解1：関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業は、IAS第28号の規定を適用する。

見解1の下では、IAS第28号は、当該取引に係る範囲除外の規定を含んでいないため、IAS第28号を適用することになる。したがって、関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業は、当該持分に対して持分法を適用し、取得持分を原価で認識し、

³ IFRS第3号第2項(c)において以下の規定が示されている。

本基準は企業結合の定義を満たす取引又はその他の事象に適用される。本基準は次の取引には適用しない。

(中略)

(c) 共通支配下の企業又は事業の結合

IAS 第 28 号第 32 項に従い当初原価測定の調整を行う。

- ② 見解 2：関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業は、IFRS 第 3 号における共通支配下の企業結合に係る範囲除外の規定を適用し、IFRS 第 3 号を適用しない。

IFRS 第 3 号第 2 項(c)は、共通支配下の企業又は事業同士の結合が IFRS 第 3 号の範囲から除外されることを規定している。また、IAS 第 28 号第 26 項は、持分法の手続として、子会社の取得の会計処理に用いられる手続の基礎となっている考え方を採用している。したがって、見解 2 の下では、関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業は当該取引に関して IFRS 第 3 号第 2 項(c)の範囲除外の規定を同様に適用できることになる。

(2) アジェンダ決定案の概要

IFRS-IC は、次の分析により、IAS 第 28 号には共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業に対する持分の取得についての範囲除外がなく、IFRS 第 3 号における共通支配下の企業結合についての範囲除外を類推適用しないと結論を下し、本論点を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

- ① IAS 第 28 号第 2 項において、「本基準は、投資先に対して共同支配又は重要な影響力を有する投資者であるすべての企業が適用しなければならない。」と規定しており、共通支配下の企業との取引について除外していないため、IAS 第 28 号が適用されることは明確である。
- ② IAS 第 28 号における持分法の規定は、本論点で取り扱われている共通支配下の企業から関連会社及び共同支配企業の持分を取得する場合と、外部から取得する場合とで取扱いを区分していない。

- ③ IAS 第 28 号第 26 項は、持分法の手続として、子会社の取得の会計処理に用いられる手続の基礎となっている考え方を採用していることを規定しているのみで、IAS 第 28 号の範囲について参照しているわけではない。

- ④ IFRS 第 3 号第 2 項(c)の範囲除外の規定は、企業結合に係る規定であり、当該取引は企業結合には該当しない。

- ⑤ IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、適用する IFRS 基準が明確に規定されていないときに、類似及び関連する規定を検討すると規定されているのみであり、当該取引については明確に規定されている。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

7 IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」：契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト

(1) 論点の概要

要望書の提出者は、IAS 第 37 号における不可避的なコストの範囲が、IAS 第 11 号「工事契約」における工事契約原価の範囲と同様であるかどうかを明確化するよう求めた⁴。

要望書では、次の 3 つの見解が、従来 IAS 第 11 号を適用していた契約に IAS 第 37 号を適用した場合、どのようにコストを考えるかについて示されていた。

- ① 見解 1：IAS 第 11 号と同様の全部原価アプローチを引き続き適用する (full costs approach)。
- ② 見解 2：IFRS 第 15 号における契約コストの規定に含まれる、契約に直接関連するコス

トとする (directly attributable costs approach)。

- ③ 見解 3 : IAS 第 37 号第 68 項の規定を解釈し、増分コストのみを含めるものとする (incremental costs approach)。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の公表により、不利な契約か否かを評価するにあたり、これまで IAS 第 11 号が適用されていた契約について、IAS 第 37 号が適用されることとなった。IFRS 第 15 号には、収益の認識及び測定に関する規定並びに一部のコストに関する規定が含まれているが、不利な契約か否かを評価する規定は含まれていない。これは、収益認識基準の開発過程において、不利な契約の認識及び測定に関する規定の開発が検討されたものの、不利な契約の特定は、IAS 第 37 号に十分な規定があるとされたためである。

(2) アジェンダ決定案の概要

2017 年 6 月の IFRS-IC 会議で議論を行った結果、IFRS-IC は IAS 第 11 号が廃止される基準であること、また、不利な契約は IFRS 第 15 号において取り扱われないことを踏まえ、契約を履行するための不可避的なコストに関する IAS 第 37 号第 68 項の要求事項を適用するべきとした。

IFRS-IC は、次に示す可能な要求事項の適用方法を検討した結果、いくつかの不利な契約に関する要求事項についての修正は、それらの

要求事項のすべての包括的な見直しを行わないと開発できないと判断し、既存の IFRS 基準の枠内で効率的に解決することはできないとされる結論を下した。したがって、IFRS-IC は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

- ① 不可避的なコストとは、企業が当該契約を有しているために回避できないコストである。例えば、契約を履行するための材料費や労務費、契約を履行するために利用される資産の減価償却費（又は、減価償却費の配賦）や、契約を履行するために必要な活動について生じる間接費が含まれる。
- ② 不可避的なコストとは、企業が当該契約を有していなかったとすれば生じなかったコストである。「増分コスト」と呼ばれることが多く、契約を履行するために利用されるが、他の目的にも利用されるような資産の減価償却費（契約がなくても発生するもの）の配賦や、契約がなくても発生する労務費は含まれないという①とは異なる解釈がなされているものであり、実務においてみられる見解であるとされている。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

4 IAS 第 37 号に関するアジェンダ・コンサルテーション（2015 年）の議論の中で、引当金に含まれるコストの種類について明確な規定はなく、実務において企業が引当金に含めるコストには、ばらつきが生じていること、また、建設業に従事する企業が IAS 第 11 号に代わって IFRS 第 15 号を適用した場合には、IAS 第 37 号にガイダンスが不足していることによる実務上の影響がより顕著になる可能性があるとの分析が示されていた（2015 年 7 月の IASB 会議）。